



2024年 5月23日

各位

会社名 住友金属鉱山株式会社
代表者名 代表取締役社長 野崎 明
(コード番号：5713 東証プライム)
問合せ先 広報IR部IRグループ長 井上 敦行
(Tel. 03-3436-7705)

従業員持株会を通じた株式付与のための自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、住友金属鉱山社員持株会および住友金属鉱山グループ社員持株会（以下総称して「本持株会」といいます。）の会員である当社および当社グループ会社（以下併せて「当社グループ」といいます。）の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して、本持株会を通じて当社の普通株式を付与することとし、以下のとおり、本持株会に対して、第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年12月 2 日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 406,000株（注）
(3) 処分価額	1株につき 5,362円
(4) 処分総額	2,176,972,000円（注）
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 割当予定先	住友金属鉱山社員持株会 267,000株 住友金属鉱山グループ社員持株会 139,000株
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注）処分する株式の数（406,000株）および処分総額（2,176,972,000円）は、本日時点における最大値であり、対象従業員の想定最大人数である6,000名が本持株会に加入した場合において、対象従業員1人あたりにつき、(a) 50株に、(b) 当該会員が2024年9月1日到来時点で本持株会に加入している場合に、当該会員が2002年4月1日以降に本持株会への定時拠出金の拠出を行った回数に応じ、以下の表に記載の株数（ただし、最大で100株とする。）を加えた株数（上記(a)の50株と合計して最大で150株）を付与するものと仮定して算出しています。実際に処分する株式の数および処分総額は、2024年9月30日時点の本持株会の会員数と、各会員の定時拠出回数を確認後に確定する見込みです。

定時拠出回数	追加付与株式
12～23 回	10 株
24～35 回	20 株
36～47 回	30 株
48～59 回	40 株
60～71 回	50 株
72～83 回	60 株
84～95 回	70 株
96～107 回	80 株
108～119 回	90 株
120 回以上	100 株

2. 処分の目的および理由

本施策は、以下の3つを主な目的としています。

- 1) 経営への意識の向上：従業員が自社株式を保有することにより、経営への意識を深め、中長期的な業績向上への責任感と意欲を促進します。
- 2) 人材の定着と採用市場へのアピール：福利厚生施策として株式の付与を通じて従業員の会社への帰属意識を強化し、人材の定着を図るとともに、外部からの人材を惹きつけるためのインセンティブとして機能させます。
- 3) 資産形成意欲の向上：持株会を通じて従業員の資産形成を支援し、長期的な財産の増加を促進することで、従業員の金融リテラシーおよび投資に対する意識を高めます。

これら3つの目的を達成するために、当社はグループ会社を含む従業員に対して株式を付与する際の手続きの効率性や、福利厚生の充実の観点等を総合的に勘案し、本持株会を通じて、従業員に当社普通株式を付与することが最も効果的であると判断しました。

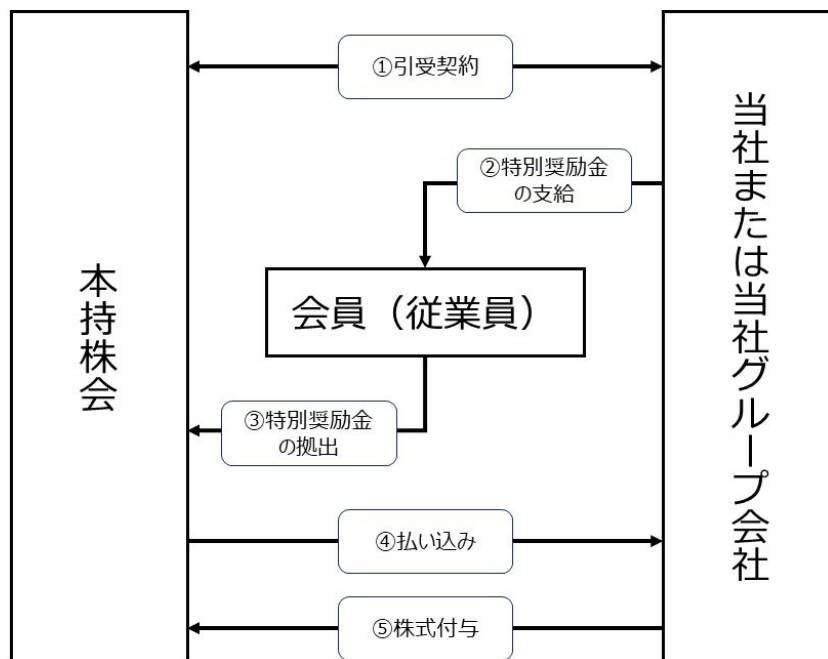
本自己株式処分は、本持株会の会員である対象従業員に対して特別奨励金を支給し、当該対象従業員が本持株会に特別奨励金を拠出した後、本持株会が同拠出金を当社に払い込み、当社が本持株会に当社の普通株式を処分する第三者割当の方法によるものです。処分株式数は、「1. 処分の概要」の(注)に記載のとおり、後日確定しますが、最大406,000株を本持株会へ処分する予定です。

なお、本自己株式処分による処分株式数の最大数(406,000株)は、発行済株式総数の0.14%(小数点第3位を四捨五入、2024年3月31日現在の総議決権個数に対する割合0.15%)であり、想定される希薄化は軽微と判断しております。

<本自己株式処分の仕組み>

- ①当社と本持株会が、自己株式の処分および引き受けに関する株式引受契約を締結する。
- ②当社または当社グループ会社が本持株会の会員である対象従業員に対し、特別奨励金を支給する。
- ③本持株会の会員である対象従業員が、本持株会に対して、特別奨励金を拠出する。
- ④当社が第三者割当により自己株式の処分を行い、本持株会に対してこれを割り当て、本持株会は、拠出された特別奨励金で本自己株式処分について払い込みを行う。
- ⑤当社が本持株会に対して自己株式を付与する。

なお、上記②および③に関する実際の金銭の支払いは、当社グループから本持株会の指定預金口座に対して直接振り込む方法により行います。また、割り当てられた当社普通株式は、本持株会内の会員持分に配分・管理されます。



※対象従業員は、割り当てられた当社普通株式を本持株会の規約に従って引き出すことができます。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額は、自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2024年5月22日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である5,362円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、この価格の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりです。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1か月（2024年4月23日～2024年5月22日）	5,200円	3.12%
3か月（2024年2月23日～2024年5月22日）	4,776円	12.27%
6か月（2023年11月23日～2024年5月22日）	4,464円	20.12%

なお、当社の監査役（4名、うち2名は社外監査役）は、当該処分価額について、本自己株式処分は本持株会を通じた株式の付与を目的としていること、および当該処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることにも鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であることおよび②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上